

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考		
	種別	名称	所在地			対象	一対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性					速効性	
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易	
1	交通安全施設	信号機(新設)	京田辺市三山木東角田10番地先八幡木津線三山木駅西3号・7号線交差点北詰	地区が府道により東西に分断されており、府道を横断する際、交通量が多くスピードも速いため、信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		田辺署管内(受付番号15)	
2	交通安全施設	信号機(新設)	宇治市五ヶ庄三番割27番地先京都宇治線宇治黄檗学園前	交差点に横断陸橋はあるが、高齢者は陸橋の利用が困難なため、府道を安全に横断できるよう信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		宇治署管内(受付番号45)	
3	交通安全施設	信号機(新設)	久世郡久御山町市田新珠城333番地先清水北畑線東角橋西詰交差点	優先関係がし字交通の交差点であり、自転車と車の交錯が危険なため、信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		宇治署管内(受付番号65)	
4	交通安全施設	信号機(新設)	城陽市久世里ノ西123番地6先市道6号線市道5号線交差点	通学路であるが、特に通勤時間帯は車の往来が頻繁で、児童の横断が危険なため、信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施しない		城陽署管内(受付番号66)	
5	交通安全施設	信号機(新設)	京田辺市山手中央1番地2先山手中央1号線JR松井山手駅前	歩行者と車両の往来が非常に多い交差点であり、駅を利用する高齢者等の安全な横断確保のため、信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		田辺署管内(受付番号67)	
6	交通安全施設	信号機(新設)	宇治市六地藏奈良町18番地1先外環状線	外環状線の交通量は多く、高齢者等が外環状線を横断する際、六地藏奈良町の信号までは遠いため、信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施しない		宇治署管内(受付番号68)	
7	交通安全施設	信号機(新設)	城陽市中芦原55番地先国道307号東芦原バス停前	東芦原バス停の利用者は、バス停西側に設置された信号機を利用していないため、東側への信号機設置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		城陽署管内(受付番号74)	
8	交通安全施設	信号機(新設)	八幡市男山泉14番地1先橋本南山線ふれあいセンター泉前交差点	男山第三中学校の通学路であり、付近に集会所もある。交差点の事故防止と歩行者の安全確保のため、信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		八幡署管内(受付番号79)	

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考
	種別	名称	所在地			対象	一対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性		速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易			
9	交通安全施設	信号機（新設）	宇治市横島町清水21番地3先 黄旗停車場線	通学路であるが信号機がなく、児童の通学の際、大変危険であるため、信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		宇治署管内 (受付番号 80)
10	交通安全施設	信号機（新設）	城陽市富野北埋内59番地1先 富野荘八幡線	富野小学校の通学路であり、児童の安全な横断を確保するため、信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施しない		城陽署管内 (受付番号 129)
11	交通安全施設	信号機（新設）	八幡市男山香呂6番地先 男山1号線長谷バス停先交差点	小学校の通学路であるが、信号機がなく、南北行の横断歩道もないため、横断歩道と信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		八幡署管内 (受付番号 169)
12	交通安全施設	信号機（新設）	京田辺市多々羅住建寺7番地3先 生駒井手線多々羅団地1号線交差点	T字路であるが、見とおしが悪く、府道を走行する車両の速度が速いことから、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		田辺署管内 (受付番号 170)
13	交通安全施設	信号機（新設）	綴喜郡宇治田原町大字岩山小字高岡 宇治田原大石東線 岩山立川線交差点	L字の府道に町道が接続するT字の交差点であり、出会い頭事故を防止するため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		田辺署管内 (受付番号 180)
14	交通安全施設	信号機（新設）	宇治市伊勢田町砂田3番地19先 八幡宇治線名木本通交差点	変則交差点で信号制御が解りにくいため、一つの交差点として制御できるよう、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施しない		宇治署管内 (受付番号 223)
15	交通安全施設	信号機（新設）	京田辺市山手東1丁目10番地10先 山手環状1号線松井山手裏線交差点	交通量が多い交差点であり、事故防止と安全な横断確保のため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	×	○	○	○	実施しない		田辺署管内 (受付番号 249)
16	交通安全施設	信号機（新設）	京田辺市山手南1丁目10番地2先 山手南幹線1号線 山手西幹線1号線交差点	混雑する山手幹線から抜け道として利用する車が交差点で交錯する状況となっているため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		田辺署管内 (受付番号 254)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性					
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
17	交通安全施設	信号機(新設)	京田辺市新東向地内 薪新田辺線黒田川交差点	南北市道から農耕車で薪新田辺線を横断する際、通行車両の速度が速いため、押ボタン式信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		田辺署管内(受付番号255)
18	交通安全施設	信号機(新設)	京田辺市新茶屋前5番地先 薪新田辺線関屋新線交差点東詰	道路形状が緩やかなカーブで、車両が確認できず横断が困難なため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		田辺署管内(受付番号256)
19	交通安全施設	信号機(斜め横断可・灯器改良)	久世郡久御山町坊之池 田井東一口線久御山中学校前	合理的なので斜め横断可を要望。また灯器の視認性が悪いため、灯器改良を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	灯器改良のみ実施		宇治署管内(受付番号39・95)
20	交通安全施設	信号機(多現示化)	宇治市横島町中川原 筑道横島線横島54号交差点	東行右折が数合しか曲がれないことが多い。矢印信号を追加する等の円滑化を要望	無	○		○	○	○	×	○	×	実施しない		宇治署管内(受付番号99)
21	交通安全施設	信号機(定周期化)	京田辺市松井ヶ丘1丁目 松井ヶ丘交野線松井ヶ丘幹線1号線交差点	交差側道路の交通量が増加しており、半感応では待ち時間が長いため、定周期化を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		田辺署管内(受付番号127)
22	交通安全施設	信号機(多現示化)	八幡市上津屋林 京都南道路八幡木津線交差点	高架の橋脚で対向車が確認しにくいいため、右折するのが危険。右折と直進を分離した信号機への改良を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		八幡署管内(受付番号155番)
23	交通安全施設	信号機(多現示化)	八幡市内里日向堂 京都南道路八幡田辺線交差点	高架の橋脚で対向車が確認しにくいいため、右折するのが危険。右折と直進を分離した信号機への改良を要望	無	×	⑤							実施		八幡署管内(受付番号156番)
24	交通安全施設	信号機(多現示化)	八幡市内里内垣内 京都南道路内里城陽線交差点	高架の橋脚で対向車が確認しにくいいため、右折するのが危険。右折と直進を分離した信号機への改良を要望	無	×	⑤							実施		八幡署管内(受付番号157番)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性					
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
25	交通安全施設	信号機 (移設)	宇治市本幡平尾台二尾木橋線東宇治高校前交差点	現在行われている道路の改良に併せて、信号機の配置見直しを要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		宇治署管内 (受付番号 165)
26	交通安全施設	信号機 (移設)	森喜郡宇治田原町岩山丸山R307丸山団地交差点	西方の住宅街出入口から国道への出入りが困難なので、信号機を移設し、2つの交差点の制御を要望	無	○		○	○	○	×	×	×	実施しない		田辺署管内 (受付番号 179)
27	交通安全施設	横断歩道増設 信号機 (歩行者灯器増設)	城陽市寺田東ノ口城陽宇治線城陽市役所前交差点	交差点の南詰に横断歩道がなく、乱横断を誘発しており危険。横断歩道陸橋の下にも横断歩道の設置を要望	無	○		○	○	○	×	○	×	実施しない		城陽署管内 (受付番号 181)
28	交通安全施設	信号機 (半感応化)	八幡市男山竹園橋本南山線くすき小学校前	交差点から橋本南山線へ無理な進入をする車が多いが、西詰の横断歩道が信号制御されておらず危険。半感応化を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		八幡署管内 (受付番号 182)
29	交通安全施設	信号機 (多現示化)	京田辺市三山木田中生駒井手線三山木駅前線交差点	交通量が増加しており、右折車が強引に曲がるため危険。右折青矢信号の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		田辺署管内 (受付番号 189)
30	交通安全施設	信号機 (視覚障害者用付加装置・多現示化)	京田辺市大住ヶ丘3丁目山手幹線大住ヶ丘交差点	視覚障害者の安全対策として、視覚障害者用付加装置の設置を要望。右折の円滑化のため多現示化を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		田辺署管内 (受付番号 250・251)
31	交通安全施設	信号機 (視覚障害者用付加装置・多現示化)	京田辺市大住ヶ丘2丁目山手幹線大住ヶ丘西交差点	視覚障害者の安全対策として、視覚障害者用付加装置の設置を要望。右折の円滑化のため多現示化を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		田辺署管内 (受付番号 252・253)
32	交通安全施設	信号機 (多現示化)	京田辺市大住西北向八幡木津線富野庄八幡線交差点	大型車の通行が多く、なかなか右折できないため、右折青矢信号の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		田辺署管内 (受付番号 289)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考		
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性						
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性				他の管理者等と の調整の難易	
33	交通 安全 施設	信号機 (視覚障害者用付 加装置)	八幡市八幡双葉 八幡木浄線東双葉 交差点	公共施設が近接している ため、視覚障害者の安全 対策として、視覚障害者 用付加装置の設置を要望	無	○	○	○	×	○	○	○	○	○	実施 しない		八幡署管内 (受付番号 332)
34	交通 安全 施設	横断歩道	城陽市富野荒見田 112番地先	横断歩道の設置要望	無	○	○	×	○	×	×	○	○	○	実施 しない		城陽署管内 (受付番号90)
35	交通 安全 施設	横断歩道	綴喜郡井手町大字 多賀小字東北河原 2番地1先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		田辺署管内 (受付番号77)
36	交通 安全 施設	歩行者専用道路	城陽市枇杷庄鹿背 田92番地4先	歩行者専用道路の実施要 望	無	○	○	○	×	×	×	○	○	○	実施 しない		城陽署管内 (受付番号90)
37	交通 安全 施設	ゾーン30	城陽市青谷地区内	ゾーン30の設置要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		城陽署管内 (受付番号 110)
38	交通 安全 施設	横断歩道	京田辺市松井ヶ丘 一丁目14-20先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	×	×	×	○	○	○	実施 しない		田辺署管内 (受付番号128)
39	交通 安全 施設	横断歩道	八幡市男山松里1 番地1先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		八幡署管内 (受付番号156)
40	交通 安全 施設	一時停止	綴喜郡宇治田原町 大字禅定寺小字西 奥谷40番地先	一時停止の設置要望	無	○	○	○	×	×	×	○	○	○	実施 しない		田辺署管内 (受付番号178)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 （欄外：対象番号を記入）	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性		速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易			
41	交通安全施設	横断歩道	宇治市横島町一ノ坪17番地6先	横断歩道の設置要望	無	○		×	○	○	×	×	○	実施しない		宇治署管内 （受付番号192）
42	交通安全施設	横断歩道	宇治市五ヶ庄芝ノ東19番地5先	横断歩道の設置要望	無	○		×	○	○	×	×	○	実施しない		宇治署管内 （受付番号193）
43	交通安全施設	停止禁止部分	宇治市五ヶ庄西川原32番地8先	停止禁止部分の設置要望	無	○		×	○	○	×	×	○	実施しない		宇治署管内 （受付番号222）
44	交通安全施設	道路標識・道路標示	綴喜郡井手町大字井手小字柏原51先	道路標識・道路標示の修繕要望	無	×	⑤							一部実施		田辺署管内 （受付番号94）

- ◆【第1段階チェック：対象とならない工事】
- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
- ◆【第2段階チェック：技術審査】
- 6項目について○、×の評価を記入